

令和3年第3回太子町議会定例会（第493回町議会）会議録（第1日）

令和3年6月2日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第1号 令和2年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 報告第2号 令和2年度兵庫県太子町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 7 報告第3号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 8 報告第4号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について
- 9 報告第5号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 10 報告第6号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 11 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 12 議案第31号 令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 13 議案第32号 令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第33号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 15 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第35号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第1号 令和2年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 報告第2号 令和2年度兵庫県太子町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 7 報告第3号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 8 報告第4号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について
- 9 報告第5号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 10 報告第6号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 11 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 12 議案第31号 令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 13 議案第32号 令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第33号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 15 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第35号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

1 番	松 浦 崇 志	2 番	出 原 賢 治
3 番	森 田 哲 夫	4 番	吉 田 正 之
5 番	長谷川 正 信	6 番	上 山 隆 弘
7 番	中 薮 清 志	8 番	堀 卓 史

9 番 首 藤 佳 隆
1 2 番 井 村 淳 子
1 4 番 玉 田 正 典

1 1 番 中 島 貞 次
1 3 番 藤 澤 元之介

会議に欠席した議員

1 0 番 清 原 良 典

会議に出席した事務局職員

局 長 森 文 彰
書 記 清 水 美 紀

書 記 蛭 井 のり子

説明のため出席した者の職氏名

町 長 服 部 千 秋
総 務 部 長 森 田 好 紀
経 済 建 設 部 長 松 谷 真 利
財 政 課 長 佐々木 信 人

教 育 長 沖 汐 守 彦
生 活 福 祉 部 長 杉 原 勝 由
教 育 次 長 栗 岡 正 則

議長挨拶

○議長（玉田正典） 皆さんおはようございます。

本日、清原議員から体調不良のため欠席届が出ておりますので、まず御報告をいたします。

それでは、開会に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。

風清らかな初夏の気候となつてまいりました。議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、ここに令和3年第3回太子町議会定例会（第493回町議会）が開催できますことは、町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。

今期定例会に提案されます案件は、条例改正等、いずれも重要な案件でございます。何とぞ議員各位におかれましては格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、誠に簡単措辞ではございますが、開会の御挨拶といたします。

町長。

~~~~~

**町長挨拶**

○町長（服部千秋） 令和3年第3回太子町議会定例会（第493回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今年は全国的に梅雨入りが早く、近畿地方も5月16日に梅雨入りしたとの発表があり、遠い山々の緑も雨に打たれ、ひときわ色を深めていることが感じられる今日この頃でございます。

さて、新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては5月10日から町内の医療機関で接種を開始しており、高齢者向けのワクチン接種の円滑な実施に加え、64歳以下の基礎疾患のある方への優先接種など、いまだ収束までの道筋が見えていない新型コロナウイルス対策に全力で取り組んでまいります。議員各位におかれましては、何かと御多忙のところを御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。平素は太子町行政各般の伸展に御理解、御協力を賜っておりますことを感謝申し上げます。

今期定例会におきましては、報告案件6件、同意案件1件、予算、条例の議案5件と、後日追加で提出させていただく契約の議案1件の合わせて13件の議事につきまして御審議をお願い申し上げます。提出させていただきました各案件の内容等につきましては後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、誠に簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶と

させていただきます。

~~~~~

(開会 午前10時03分)

○議長(玉田正典) ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第3回太子町議会定例会(第493回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしましたとおりです。

なお、本定例会の会期中、自席での発言は新型コロナウイルス感染症予防対策の一環で全て着席したまま行いますので御留意ください。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(玉田正典) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、出原賢治議員、森田哲夫議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長(玉田正典) 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの17日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(玉田正典) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月18日までの17日間に決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長(玉田正典) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等12件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和2年度4月分及び令和3年度4月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名は、お手元に配っております一覧表のとおりです。このうち中井義之総務課長、藤野和徳税務課長には定例会3日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承ください。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長(玉田正典) 日程第4、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から、3月30日、4月5日、4月12日の委員会開催分の所管事務調査報告書が

~~~~~

○議長（玉田正典） 日程第5、報告第1号令和2年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

町長。

本案件につきましては、令和２年度一般会計予算において設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第２項の規定により繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものでございます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で報告第1号を終わります。

~~~~~

○議長（玉田正典） 日程第6、報告第2号令和2年度兵庫県太子町一般会計事故繰越し繰越し計算書についてを議題とします。

町長。

本案件につきましては、令和２年度一般会計予算において設定した事故繰越しについて、地方自治法施行令第150条第３項の規定により繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものでございます。

質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 このたび報告をされております事故繰越しの計算書ということで出ておりますが、説明にも新型コロナウイルスの影響等により不測の日数を要し、事業完了が困難となったためとございますが、もう少し詳細な理由と終了年月日の見込みについて答弁をお願いします。

○経済建設部長（松谷真利） 今回の事故繰越しの案件でございますが、理由といたしましては新型コロナウイルスの影響等により不測の日数を要したと書いております。詳しくは公園整備に係りまして、地元自治会とかNPO法人、実際に使われる予定であろう団体とレイアウト等の協議をしております。新型コロナウイルスの関係で密接な説明、打合せに時間がかかりました。これによりまして期間の延長が必要になったものでございます。

それから、現在進捗率は90%で、6月末の完成を目指して現在工事の終了を目指して進めておるところでございます、7月4日にはオープニングイベントを実施する予定ともなっております。

以上でございます。

○議長（玉田正典） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

~~~~~

日程第7 報告第3号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（玉田正典） 日程第7、報告第3号令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 報告第3号令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和2年度介護保険特別会計予算において設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものでございます。

○議長（玉田正典） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号を終わります。

~~~~~

日程第8 報告第4号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（玉田正典） 日程第8、報告第4号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 報告第4号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和2年度の導水施設整備事業及び老朽管更新事業についての予算の全部を翌年度に繰り越したことに係る報告であります。

導水施設整備事業については導水管埋設ルート決定に不測の時間を要し、年度内の完成が困難となったため、繰り越すものでございます。老朽管更新事業につきましては道路の試掘調査に不測の時間を要し、年度内の完成が困難となったため、繰り越すものでございます。これに伴いまして、予算計上額2億4,524万円の全額を地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越しましたので、同法第3項の規定により議会に報告させていただくものでございます。

○議長（玉田正典） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号を終わります。

~~~~~

日程第9 報告第5号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（玉田正典） 日程第9、報告第5号令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 報告第5号令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書について説明を申し上げます。

本案件は、令和2年度の雨水幹線整備事業、マンホールポンプ通報装置更新工事及びマンホール蓋更新工事について、予算を翌年度に繰り越したことに係る報告であります。

雨水幹線整備事業については、雨水1.4号幹線に係る電気・通信設備の移設に時間を要したことにより繰り越して実施するものでございます。マンホールポンプ通報装置更新工事は、通信業者との協議に時間を要したことにより年度内の完了が困難として工期を延長して実施するものでございます。マンホール蓋更新工事は、受注生産による製造に時間を要したことにより年度内の完了が困難として工期を延長して実施するものでございます。これに伴いまして、予算計上額1億2,631万円を地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により議会に報告させていただくものでございます。

○議長（玉田正典） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 この中で雨水幹線整備事業ですけれども、今回も年度内の事業完了が困難となって、年度が多岐にわたっておりますが、令和3年で事業は完成ということでこちらのほうの見込みを立てておりますが、その認識でよろしいでしょうか。

○議長（玉田正典） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 雨水1.4号幹線の事業につきましては、令和3年度、令和4年度にかけまして雨水の幹線本体工事を行いまして、本体の工事はこれで完成する予定で進めております。最後の舗装の復旧とかは令和5年度に予定はしておりますが、水を流す本体の工事につきましては令和3年度、令和4年度の工事で完成をする予定でございます。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 全て終わるのが令和5年ということで、あそこの場所はかなり狭いですし、工事が難航することがもう既に予想されておりますし、工事の発注も今かけておられるところと見ております。ただ、ここの工事、一日も早くしていただかないと、やっぱり大雨が出たときにかん水をするという地域からのすごい要望でこの工事が始まったわけですので、一日も早い完成を目指して、もちろんいろいろな不測の事態があるかもしれませんが、地域の方にも説明をしながら、いつできるのやというようなこともたくさんお聞きしておりますので、説明も十分に情報公開しながら進めていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（玉田正典） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 御指摘のように住民の皆様には、工事の状況など、かん水の不安を持っておられると思いますので、そのあたりの情報につきましては広報をしっかりとしていきたいと、説明もしっかりとしていきたいと思います。

○議長（玉田正典） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で報告第5号を終わります。

~~~~~

日程第10 報告第6号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について

○議長（玉田正典） 日程第10、報告第6号町の出資等に係る法人の経営状況の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 報告第6号町の出資等に係る法人の経営状況の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、当町が兵庫県町土地開発公社へ出資していることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を議会に報告させていただくものでございます。

○議長（玉田正典） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で報告第6号を終わります。

~~~~~

#### 日程第11 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（玉田正典） 日程第11、同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、固定資産評価審査委員会委員をお願いしております瀧口迪範氏の任期が令和3年6月29日付をもって満了となるため、その後任として太子町鶴1071番地1に在住しておられる大西賢二氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、町議会の同意を求めるものであります。

大西氏の経歴は参考資料のとおりであります、人格高潔で人望も厚く、適任者であると考えております。

なお、任期は令和3年6月30日から令和6年6月29日までの3カ年であります。

よろしく審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（玉田正典） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第5号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（玉田正典） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に出原賢治議員及び森田哲夫議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（玉田正典） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（玉田正典） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

（職員点呼、投票）

○議長（玉田正典） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

出原賢治議員及び森田哲夫議員、立会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（玉田正典） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 12票です。

投票のうち賛成 12票、反対 0票

以上のとおり賛成多数です。したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）



○議長（玉田正典） お諮りします。

本日の日程第12、議案第31号から日程第16、議案第35号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

~~~~~

日程第12 議案第31号 令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）

○議長（玉田正典） 日程第12、議案第31号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第31号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る関係経費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ2億894万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を123億5,283万円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金の追加であります。

次に、歳出予算におきましては、総務費、民生費、衛生費、消防費、教育費の追加であります。

詳細につきましては総務部長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） ただいま上程されました議案第31号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）の詳細について説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容は、令和2年度分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一部を令和3年度において使用できるよう、国が繰り越したものを活用する経費の計上でございます。なお、本説明では当該交付金の呼称を臨時交付金と省略させていただき、また臨時交付金の充当内訳として参考資料の概要書の最後に一覧表をつけておりますので併せて御覧ください。

それでは、歳出から説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目8電子計算機費につきましては、県など外部機関とのウェブ会議用機器の整備として節10需用費、消耗品費にLANケーブル等の購入費用11万円と節17備品購入費にパソコン等の購入費用69万円を追加しております。

款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費、節18負担金、補助及び交付金755万1,000円につきましては、看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設費用への補助金であります。昨年度、感染症拡大の影響を受けたことで開設準備が困難となった事業者を対象に再度予算を計上し、助成するものでございます。節27繰出金286万円の追加につきましては、介護報酬改定等に伴う介護保険システムの改修費用を介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

目8保健福祉会館管理費、節14工事請負費98万9,000円につきましては、臨時交付金を活用した感染症予防対策として保健福祉会館1階の25カ所に網戸を設置し、また2階集会室の空調機を

更新するものでございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費5,228万8,000円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金の関連費用であります。児童扶養手当の受給水準世帯のほか、感染症の影響で家計が急変した世帯を対象に児童1人当たり5万円を支給するものでございます。なお、児童扶養手当の受給水準世帯への給付金は県が直接支給するため、事務費のみ計上しております。事務費の内訳は、節1報酬76万2,000円、節3職員手当等62万2,000円、節8旅費1万1,000円、節10需用費41万8,000円、節11役務費41万6,000円、節12委託料330万9,000円であり、給付金は対象児童数を935人と見込み、節18負担金、補助及び交付金に4,675万円を計上しております。

目7子育て支援施設運営費、節10需用費、修繕料20万円の追加につきましては、施設修繕料として計上するものであります。また、節14工事請負費217万8,000円につきましては、臨時交付金を活用し、感染症予防のための換気用の網戸や玩具等を清潔に保つための室内洗濯機の設置と手洗い場の増設、さらに倉庫の一部に空調設備を設置して絵本スペースに転用することで利用空間の拡張による3密対策を図るものでございます。

目9放課後児童健全育成事業費、節18負担金、補助及び交付金818万9,000円の追加につきましては、民間学童保育園における定員増及び7月から新規開設予定の各事業者に対する補助金でございます。

10ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節18負担金、補助及び交付金152万9,000円の追加につきましては、新型コロナウイルスに感染した自宅療養者を訪問する医師等の損害保険料負担をたつの市・揖保郡医師会への協力金として計上するものであります。また、節27繰出金8,863万8,000円の追加につきましては、水道事業会計において上水道の基本料金6カ月分を減免することに伴う影響額等について臨時交付金を活用して補助するものでございます。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節18負担金、補助及び交付金、西はりま消防組合負担金33万9,000円の追加につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として隊員等が使用する共用部手洗い場の非接触型水洗化と執務室内の飛沫防止アクリル板の購入に係る費用負担でございます。

目4災害対策費、節10需用費、消耗品費100万円の追加につきましては、備蓄用の感染症対策用品を購入するものであります。また、節12委託料1,050万円につきましては、感染症の蔓延や災害発生下においても一定の業務が的確に行えるよう臨時交付金を活用し、感染症対策を組み込んだ地域防災計画及び業務継続計画を策定するものでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節8旅費30万円及び節18負担金、補助及び交付金167万7,000円につきましては、修学旅行における感染者対応職員の随行旅費と中止、延期時のキャンセル料等の発生に備えて児童・生徒1人当たり2,200円を上限とする補助金を計上するものでございます。

項2小学校費、目2教育振興費1,233万5,000円及び項3中学校費、目2教育振興費622万6,000円の補正につきましては、臨時交付金を活用した学習用タブレットの外部通信に用いる学校インターネット接続設備の増強と就学援助特別給付金の支給経費であります。まず、学校インターネット接続設備の増強は、各学校でインターネットへの接続が過度に集中すると通信速度の低下が見られることから、接続回線を現状の1回線から複数回線に増設し、通信データ量を分散させ、安定化を図るものでございます。小学校及び中学校に共通する計上予算の内容は、節11役務費では回線利用料と設置料、節12委託料は機器の設定や校務用と教育用ネットワークの分離作業料、節13使用料及び賃借料は授業等においてインターネットを経由して他人の著作物を利用し

た教材を使用することができるよう授業目的公衆送信補償金制度に基づく補償金、節17備品購入費は複数回線のセキュリティー機能を1台に集約して集合管理できる統合脅威管理装置の購入費でございます。次に、就学援助特別給付金は前年度と同様、準要保護者に対し児童・生徒1人当たり2万円を支給するものであり、その予算として対象人数を小学校では148名、中学校では73名と見込み、節11役務費に対象者への通知文郵送料、節19扶助費に特別給付金をそれぞれ計上しております。

12ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目2体育館費、節14工事請負費245万円につきましては、臨時交付金を活用し、感染症予防のため、体育館内の換気用の網戸を55カ所設置するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金9,603万7,000円は、臨時交付金の追加でございます。国が令和3年度に繰り越した交付限度額1億1,000万円とさきの補正予算（第1号）に計上した営業時間を短縮した事業者に対して県と協調して協力金を支給する事業1,396万3,000円との差額であり、歳出の各費目に充当しております。なお、臨時交付金の交付限度額を超過する事業費は財政調整基金の取崩し等により対応する予定でございます。

目2民生費国庫補助金及び款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金の補正につきましては、歳出の8ページで説明申し上げました民間学童保育園の運営補助金や子育て世帯生活支援特別給付金等に係る該当費用に対する補助金でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金4,818万5,000円の追加につきましては、今回の補正予算における財源調整でございます。

以上で議案第31号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）の詳細説明を終了します。よろしくをお願いいたします。

○議長（玉田正典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第13 議案第32号 令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（玉田正典） 日程第13、議案第32号令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第32号令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、介護報酬改定に伴うシステム改修事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ286万円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億7,238万円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金の追加であります。

歳出予算におきましては、総務費の追加であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） ただいま上程されました議案第32号令和3年度兵庫県太子町介護

保険特別会計補正予算（第１号）について説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入では事務費等繰入金の追加、歳出では介護報酬改正等に伴うシステム改修事業費の計上でございます。

それでは、歳出から御説明いたします。

６ページをお願いいたします。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費については、介護報酬改正等に伴うシステムの改修を８月上旬までに行う必要がありますので、節１２委託料で２８６万円を計上しております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

款８繰入金、項１一般会計繰入金、目５その他一般会計繰入金について、介護報酬改正等に伴うシステム改修事業への繰入れとして節１事務費等繰入金に２８６万円を追加しております。

以上で議案第３２号令和３年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第１号）につきまして詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（玉田正典） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第１４ 議案第３３号 令和３年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（玉田正典） 日程第１４、議案第３３号令和３年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第３３号令和３年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第１号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応に係る関係経費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

まず、第２条におきまして、収益的収入の款１事業収益を１３２万円増額し、事業収益の総額を５億３,９７３万円としております。また、収益的支出の款１事業費用を１,４４５万円減額し、事業収益の総額を５億２,３６１万１,０００円としております。

次に、第３条につきましては、他会計からの補助金を９,１４３万９,０００円に改めるものでございます。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（玉田正典） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） ただいま上程されました議案第３３号令和３年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う地域経済や家計への影響に対応するため、水道料金の基本料金を本年８月検針分から６カ月間減免するための経費の補正及び水源施設の一部運転管理業務の廃止に伴う委託料の減額によるものでございます。

１ページの第２条におきまして、収益的収入の第１款事業収益を１３２万円追加し、事業収益の総額を５億３,９７３万円とし、収益的支出の第１款事業費用を１,４４５万円減額し、事業収益の総額を５億２,３６１万１,０００円としております。

これに伴いまして第３条において、他会計からの補助金を９,１４３万９,０００円に改めるものでございます。

補正予算の内訳としましては、４ページを御覧ください。

事業収益につきましては、営業収益、水道使用料において基本料金 6 カ月分の相当額8,731万8,000円を減額し、事業収支の減額分を補填するため、一般会計から8,863万8,000円の補助金を追加しております。

事業費用につきましては、原浄水費において昨年度まで水源施設一部運転管理業務を業者に委託しておりましたが、今年度は職員で対応することとしたため、年間委託料1,577万円を減額しております。総係費につきましては、水道料金システム及び付随の検針機器の減免対応に係るシステム関連費用132万円を追加しております。

以上で議案第33号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。

○議長（玉田正典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第15 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（玉田正典） 日程第15、議案第34号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第34号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、本町の産業振興及び公共インフラ等の維持管理などを適正に行うため、広い範囲での知識や経験を有する人材が必要となり、令和3年4月1日より兵庫県から派遣をいただいている者の給与について、兵庫県に在籍していた場合の現給を保障するために所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、附則第23項において兵庫県職員から本町職員となった者で町長が定めるものの給与については本条例の規定にかかわらず兵庫県の職員の給与等に関する条例によることができるとする規定を追加する改正であります。また、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例に基づいて支給された給与は改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすこととしております。施行日は公布の日とし、令和3年4月1日から適用するものとしております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（玉田正典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第16 議案第35号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（玉田正典） 日程第16、議案第35号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第35号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、令和3年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律並びに関係法令の改正により所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容は、個人町民税の非課税の範囲に係る扶養親族について、寄附金控除から出資に充てられる場合の除外について、特定一般用医療品購入費の医療費控除の延長についての改正となっております。施行日は令和4年1月1日とし、改正によっては令和6年1月1日など、順次施行されることとしております。

詳細につきましては総務部長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） ただいま上程されました議案第35号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について詳細を申し上げます。

本案件につきましては、令和3年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律及び関連法令の改正に伴い、本条例の所要の改正を行うものでございます。

参考資料の議案概要書4ページからと新旧対照表の2ページからも併せて御参照ください。

それでは、改正内容について具体的な説明を申し上げます。

第24条の改正事項は、個人の都道府県民税及び市町村民税の均等割の非課税の範囲に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとされたことに伴う改正であります。

第34条の7の改正は、寄附金控除について、その対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の主たる目的である業務に関連する寄附金から出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外することとされたことに伴う改正であります。

第36条の3の3の改正事項は、引用する地方税法第317条の3の3の条文が改正されたことに伴う改正であります。

附則第5条の改正事項は、第24条の改正と同様、町民税の所得割の非課税の範囲に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとされたことに伴う改正であります。

附則第6条の改正事項は、特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、セルフメディケーション税制が令和9年度まで5年間延長されたことに伴う改正でございます。

附則第10条の2第25項につきましては、中小事業者が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等の固定資産税の課税標準の特例措置を規定しておりますが、認定先端設備等導入計画を規定する生産性向上特別措置法が廃止され、中小企業等経営強化法へ移管されたことに合わせて地方税法が改正されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

この条例の施行期日は令和4年1月1日とし、第24条第2項、第36条の3の3第1項の改正規定及び附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は令和6年1月1日とし、附則第10条の2第25項の改正規定及び附則第3条の規定は産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日としております。また、改正後の条例規定が円滑に施行されるよう、新旧規定の適用について附則第2条で町民税、附則第3条で固定資産税に関する経過措置を規定しております。

慎重な審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（玉田正典） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月3日午前10時から再開します。

本日はこれで散会いたします。  
御苦労さまでした。

(散会 午前11時07分)